

平成 27 年 8 月 4 日

株式会社 愛知銀行

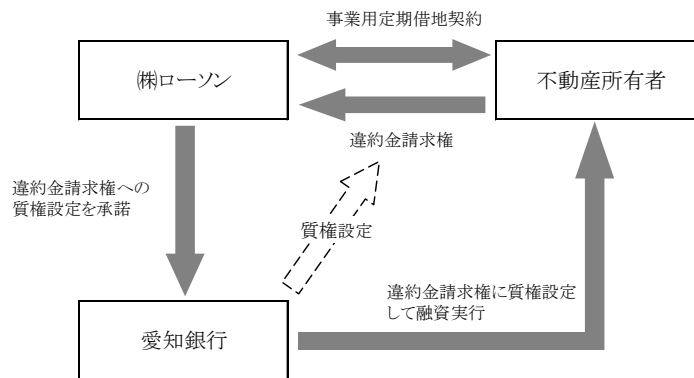
株式会社ローソンと連携した融資取組について

株式会社愛知銀行（頭取 矢澤 勝幸）は、平成 27 年 8 月 4 日に、株式会社ローソン（代表取締役社長 玉塚 元一）と連携して、違約金請求権に質権設定することで、コンビニエンスストア店舗建築に伴う造成費用を融資いたしました。

株式会社ローソンにとっても全国初の事例となります。本取組は、株式会社ローソンと連携し、保証金や不動産担保に依存しない新たなスキームであり、貸主・借主双方の資金効率の向上に繋がります。

当行は、これからも地域の皆さまにお役に立てるサービスの提供・提案を行ってまいります。

【スキーム概要】



【経緯】

- ① 不動産有効活用を考えていた不動産所有者と、新規出店を考えていた株式会社ローソンが事業用定期借地契約を締結（建物はローソンが建築）
- ② 資金効率を上げたい双方から、新たなスキームでの資金調達について相談
- ③ 株式会社ローソンと不動産所有者との間で締結された事業用定期借地権の解約に伴う違約金請求権に質権を設定することで融資取組を決定

以上